

新潟市選挙事務等報償費支払基準

- 1 この基準は、新潟市の選挙事務及び選挙啓発事務における新潟市職員以外の従事者に支払う報償費の基準を定めるものとする。
- 2 前項の基準は、別表のとおりとする。ただし、別表に記載のない区分については、新潟市選挙管理委員会委員長において決定するものとする。
- 3 別表に規定する謝礼は、新潟市財務規則運用要綱第8条第1号なお書に規定する「あらかじめ財務課と協議のうえ単価基準の決裁を得たもの」とする。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から施行する。

別表

区分	金額
投票事務従事者謝礼	会計年度任用職員制度の計算方法により算出した額と同額とする
開票事務従事者謝礼（単票選挙）	会計年度任用職員制度の計算方法により算出した額と同額とする
開票事務従事者謝礼（複数票選挙）	会計年度任用職員制度の計算方法により算出した額と同額とする
学生開票作業体験参加者謝礼（単票選挙）	会計年度任用職員制度の計算方法により算出した額と同額とする
学生開票作業体験参加者謝礼（複数票選挙）	会計年度任用職員制度の計算方法により算出した額と同額とする
点字投票解読謝礼	8,000 円
投票事務協力者謝礼	5,000 円
個人演説会協力者謝礼	5,000 円
啓発物資配布謝礼	2,000 円
啓発ポスター審査員謝礼	2,000 円

備考

- 1 投票事務従事者謝礼は、前日準備を含む。
- 2 学生開票作業体験参加者謝礼は、事前研修を含む。
- 3 学生開票作業体験参加者の従事は、開票当日の24時を超えないものとする。
- 4 会計年度任用職員制度の計算方法により算出した額に100円未満の端数がある場合は、100円に切り上げる。